

予算特別委員会資料

# 令和6年度予算説明書

企 画 調 整 局

## 目 次

1. 令和6年度予算の概要	-----	1
2. 歳入歳出予算一覧表	-----	7
3. 歳入予算の説明	-----	9
4. 歳出予算の説明	-----	11
5. 債務負担行為	-----	14
6. 予算関連議案		
第1号議案	神戸市におけるA Iの活用等に関する条例の件	----- 15
第2号議案	神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件	----- 22
第7号議案	学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件（企画調整局関係分）	----- 33
第9号議案	執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件（企画調整局関係分）	----- 36

## 1. 令和6年度予算の概要

### (1) 総括

少子超高齢化の進行による生産年齢人口の減少や東京一極集中、地球温暖化に伴う自然災害の激甚化、情報通信技術の急速な進歩やグローバル化の進展など、刻々と変化する社会経済情勢に起因し、政策課題はより一層多様化・複雑化しています。

政策課題の解決に向けては、これまで以上に市民・事業者・大学・NPO等幅広い主体の市政参画により英知を結集しながら、スピード感を持って取り組んでいく必要があります。

企画調整局においては、全庁横断的な総合調整機能を発揮し、次期「総合基本計画」の策定等を通じて、神戸空港の国際化後を踏まえたまちづくりの新たな展開も視野に、未来志向でまちの将来像を市民や企業とともに描きます。

加えて、神戸ならではのSDGsの体現など、企業からの共感が得られる取り組みの積極展開により神戸市のプレゼンス向上を図るとともに、大学・企業等との共創、生成AIをはじめとする新たなテクノロジーを活用したDXなど、時機を捉えた施策の強化を図り、持続可能な循環型社会の実現及びこれからの神戸の成長を支えるプロジェクトを推進します。

### (2) 主要施策

#### 1. 都市戦略の構築・展開

##### ○ (1) 次期「総合基本計画」の策定 46,490

2025年に改定時期を迎える次期「総合基本計画（基本構想・基本計画・実施計画）」策定に向け、未来の神戸をテーマにした市民参加型コンテストやワークショップ等を通じ、まちの将来を担う若年層を中心に意見収集するとともに、経済界や学識経験者等へのインタビューを行い、人口減少への対応や神戸空港の国際化等、未来を見据えた持続可能なまちの将来像を検討します。

##### ○ (2) 政策課題に関する調査及び客観的データに基づく政策立案 156,153

関係局と連携を図りながら、民間シンクタンクの活用等により機動的に客観的データ等の収集・分析を実施し、先進的な施策の検討を行います。また、基幹系システム等から抽出・抽象化した様々なデータを可視化するとともに、政策立案に寄与する学術論文を調査し、神戸市の抱える課題の解決に活用する等、全庁におけるEBPM（エビデンスに基づく政策立案）を支援・推進します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。  
(単位：千円)

◎ (3) 神戸空港の国際化、大阪・関西万博に向けた連携・取り組み 10,000

2025年の国際チャーター便の運用開始、並びに2030年前後の国際定期便就航を見据え、今後の空港国際化を契機としたこれからのまちづくり施策について、次期「総合基本計画」の策定と連動しながら、関係局と一体となり検討します。

また、2025年4月の大阪・関西万博の開催に向け、神戸及び関西全体の経済活性化につなげ、市内誘客を促進する観点から、博覧会協会や、兵庫県、経済界等と連携しながら機運醸成に取り組むとともに、万博会場で開催する催事に向け、魅力発信に繋がるイベントの企画・準備に取り組みます。

◎ (4) 持続可能な循環型社会の実現

① SDGs 推進体制の強化 33,000

企画調整局に「SDGs推進課」を新設し、SDGsに立脚した政策の企画・立案を行うとともに、SDGsオペレーションユニットとして民間人材の知見も活用し、組織的かつ機動的に活動します。また、都市と里山の循環を積極的に推進する神戸市ならではのSDGsを具現化するプロジェクトを推進し、神戸市のプレゼンス向上を図ります。

② ふるさと納税の更なる獲得 3,543,000

寄附額のさらなる拡大に向けて、神戸市の魅力を伝える効果的なプロモーションに取り組むとともに、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するための「神戸SDGs貢献基金」の新設・活用等により、SDGsをはじめとした企業の共感を得られる取り組みを積極的に展開し、企業版ふるさと納税の寄附やESG投資を含めた市政への参画を推進するための戦略的なアプローチに取り組みます。

○ (5) 広域行政・広域連携の推進 59,943

国に対して制度改正等を積極的に求めていくとともに、指定都市市長会の会長市として全国の指定都市との連携を深めながら、特別市の法制化に向けた機運醸成・情報発信や、大都市行財政に関する諸課題について、議論や意見交換、国への要望等を実施します。

また、兵庫県・神戸市調整会議等を通じて兵庫県との連携を推進するとともに、近隣市町等と都市間連携を進めるほか、関西広域連合において、府県域を越えて広域的な行政課題に関西全体で取り組みます。

○ (6) 都市政策研究の推進 29,200

市のシンクタンクとして、人口減少社会への対応等、中長期的な政策課題に対する調査・研究を大学と連携して実施するとともに、職員の政策形成能力の向上に取り組みます。

また、新たに学識経験者等の有識者で構成する「神戸市政調査会」を附属機関として設置し、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応した政策形成に向け、調査・研究体制を強化します。

**(7) 外郭団体改革の推進 15,000**

外郭団体全体の経営資源と運営体制の最適化を図るため、市から各団体に提示する「ミッション」、及びミッション達成を目的とした外郭団体による「経営改革プラン」の策定、並びにそれらの達成状況の評価・検証等を通じて、外郭団体の取り組みを指導・支援し、外郭団体改革に向けたマネジメントを推進します。

**◎ (8) 震災 30 年の取り組み 20,000**

30 年の歩みを未来につなぐことをコンセプトに、震災の記憶や経験・教訓の継承とあわせ、「レジリエントな都市」として、テクノロジーにより進化していく未来への方向性を発信するとともに、多くの方々からいただいた支援への感謝を胸に、他の地域に貢献できる「グローバル貢献都市」としての取り組みを国内外へ発信します。

**2. 大学・企業等との共創**

**○ (1) 「大学都市神戸」の強みを活かした産官学共創の促進 180,997**

神戸の地域経済社会が抱える多様かつ複層的な課題解決に向け、市内の大学等及び産業界が参画する「(一社) 大学都市神戸 産官学プラットフォーム」が主体となり、社会人向けの学び直し支援（リカレント教育）、外国人高度専門人材育成、企業の人材不足解消に向けたインターンシップの積極的な活用等、産官学連携による様々なプロジェクトを展開します。

また、「知の拠点」である大学のリソースや学生の活力を活用するため、学生と行政・企業をつなぐ共創コミュニティネットワークサイト（BE KOBE 学生ナビ）の提供や「大学発アーバンイノベーション神戸」等に取り組みます。

**○ (2) 高専の機能強化及び外大・高専の更なる連携強化 3,507,550**

**(うち 5 年度補正予算繰越 584,175)**

社会のニーズに対応し得る高度専門人材の育成と地域社会への貢献を実現するため、情報系学科の新設を含む学科再編やスタートアップ教育の推進、実験実習設備の充実・更新、「(仮称) 地域協創テクノセンター」の設置による地域産業界等との連携強化等、高専の機能強化を支援します。また、優秀な学生の獲得に向けて、市内在住の高専生（1～3 年生）の授業料負担額を市立高校と同程度になるよう低減します。

あわせて、同一法人下での運営におけるそれぞれの強みを活かしたシナジーを創出するため、神戸市公立大学法人による活発な学生間交流や、高専生への英語教育機会の充実等、連携強化に向けた取り組みを促進します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。  
(単位：千円)

◎ (3) 「(仮称) グローカルカレッジ」の設置・運営 6,850

地下鉄学園都市駅前の利便性と特色を活かし、学生・教員、住民、働く女性等多様な主体が、交流し、学び、活躍するプラットフォームとして、「(仮称) グローカルカレッジ」をUNITY跡に設置し、語学講座等を通じた神戸市外国語大学の地域貢献、女性が一時保育を無料で利用できるコワーキング施設の設置等、地下鉄沿線における魅力ある新しいタイプの施設として、様々な事業に取り組みます。

(4) 海洋産業の集積に向けた調査・検討 15,000

海に面した神戸のポテンシャルを活かした海洋産業の育成・集積に向け、分野横断型の地元企業ネットワーク「KOBE マリンネットワーク」における取り組みや海洋関連の大学と企業との連携強化等により、海洋プロジェクトのビジネス化に向けた伴走支援、実証フィールドの提供、ビジネスマッチング機会の創出、人材育成等に取り組みます。

3. DXによる市民生活の豊かさと利便性の向上

(1) スマートシティの推進 31,000

産官学で構成する「KOBE スマートシティ推進コンソーシアム」と連携し、様々な分野で市民が利便性を実感できるスマートシティの取り組みを推進します。また、ポータルサイト「スマートこうべ」について、市民目線でより利用したくなるホームページとなるようサービス連携やコンテンツ拡充を進めます。

○ (2) 行政手続きのスマート化 215,648

e-KOBE による電子申請の拡大やマイナンバーカードの利活用促進による市民の利便性向上を図るとともに、審査業務の自動化や内部事務の集約化等の業務効率化と合わせて、行政手続きのフロントヤード・バックヤード改革に取り組みます。

また、デジタル技術を活用したさらなる市民の利便性向上や、業務の効率化・集約化等のスマート区役所の取り組みを引き続き進めながら、書かないワンストップ窓口の検討を行います。

○ (3) ICT 環境整備による生産性の向上

① 基幹系業務システムの標準化・ガバメントクラウドの推進 800,360

国の推進する基幹系業務システムの標準化やガバメントクラウドへの移行に向けて、業務プロセスや独自開発の見直しを行うとともに、令和7年度の本番稼働に向けて共通基盤・統合宛名システム等の改修を進めます。

② サイバー攻撃対策の強化（情報セキュリティの向上） 10,000

巧妙化・複雑化するサイバー攻撃への対応として、不正アクセスを想定した庁内システムへの侵入テストを実施するとともに、職員向けにメール訓練を行うことで情報セキュリティ対策の向上を目指します。

③ AI・ICT ツール等の活用 465,993（うち5年度補正予算繰越 141,524）

「神戸市における AI の活用等に関する条例(案)」に基づき、リスクアセスメントをはじめとした AI を安全に活用するためのルール整備を行うとともに、生成 AI を全職員が利用できる環境の整備や、庁内マニュアル等の神戸市の独自データを基に回答を行う生成 AI の検証を行います。また、ローコードツールの庁内における利用環境を大幅に拡大し、庁内の情報共有や内部事務等の基盤として活用を進める等、職員が効率的に業務を実施できるよう ICT 環境の充実を図ります。

#### 4. 医療産業都市の推進

◎（１）神戸医療産業都市の将来像の検討 15,000

神戸医療産業都市の持続的な発展に向けて、市民意見も踏まえつつ、アカデミアや経済界等の有識者会議を開催し、神戸医療産業都市が取り組むべき施策や備えるべき機能、最適な推進体制等について、今後 10～20 年先を見据えた将来像の検討を行います。

（２）神戸未来医療構想の推進 450,000

神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター（ICCRC）をリサーチホスピタルとして整備・活用し、産官学の連携のもと、手術支援ロボット「hinotori」を核として、AI や 5G/6G 等の先端技術を用いた医療機器の研究開発や現場のニーズに則した実践的な教育による医工融合人材の育成等に取り組み、神戸発の革新的な医療機器を創出するエコシステムの形成を促進します。

（３）世界最高水準のスーパーコンピューティング拠点形成の促進 116,335

スーパーコンピュータの利活用を促進するとともに、「富岳」や地域に貢献する研究・人材育成事業への支援により、世界最高水準のスーパーコンピューティング拠点の形成を促進します。

（４）ライフサイエンス・スタートアップエコシステムの構築 33,110

ライフサイエンス分野のスタートアップの発掘や研究開発シーズの事業化に向けた支援を行うとともに、企業や大学等との連携によりスタートアップの成長・定着を促進し、新たなイノベーションの創出を実現するエコシステムを構築します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。  
(単位：千円)

**(5) 「(公財) 神戸医療産業都市推進機構」への支援 1,158,680**

神戸医療産業都市における中核的支援機関として、神戸経済の活性化や市民福祉の向上等を図るため、進出企業・団体による革新的医療技術の創出や研究・開発シーズの事業化・産業化等を推進します。

**(6) 介護テクノロジーの導入促進 6,000**

関係局との共同により介護保険事業所における業務の効率化や職員の負担軽減に向け、企業と介護保険事業所の相談対応窓口の運営等を通じて、介護ロボット・ICT 機器等の開発や介護保険事業所への導入を促進します。

**(7) WHO 神戸センターへの運営支援 140,450**

認知症や健康寿命延伸等、持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に向けた研究等に取り組む WHO 神戸センターの運営を支援します。



## 2. 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳		入	金額
款	項		
18 国庫支出金			1,339,116
	2 補助金		1,339,116
19 県支出金			46,320
	2 補助金		10,721
	3 委託金		35,599
20 財産収入			219,377
	1 財産運用収入		219,377
21 寄附金			3,837,000
	1 寄附金		3,837,000
22 繰入金			131,308
	2 基金繰入金		131,308
24 諸収入			332,128
	5 貸付金元利収入		22,534
	7 雑収入		309,594
25 市債			157,000
	1 市債		157,000
合計			6,062,249



### 3. 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
18 国 庫 支 出 金	1,339,116	1,394,294	△55,178	
2 補 助 金	1,339,116	1,394,294	△55,178	
1 総 務 費 補 助	1,328,395	1,394,294	△65,899	
1 社会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 対 応 補 助	172,535	244,563	△72,028	
4 地 方 創 生 推 進 交 付 金	355,500	847,114	△491,614	
8 デジタル基盤改革支援補助金	800,360	302,617	497,743	○システム標準化の推進
2 民 生 費 補 助	10,721	-	10,721	
9 こども青少年費補助	10,721	-	10,721	○行政事務センター事務集約
19 県 支 出 金	46,320	110,166	△63,846	
2 補 助 金	10,721	25,000	△14,279	
1 総 務 費 補 助	-	25,000	△25,000	
1 地 域 活 性 化 雇 用 創 造 プロジェクト補助	-	25,000	△25,000	
2 民 生 費 補 助	10,721	-	10,721	
3 児 童 福 祉 費 補 助	10,721	-	10,721	○行政事務センター事務集約
3 委 託 金	35,599	85,166	△49,567	
1 総 務 費 委 託 金	35,599	85,166	△49,567	
1 基 幹 統 計 等 委 託 金	35,599	85,166	△49,567	○国勢調査準備等

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
20 財 産 運 用 収 入	219,377	199,085	20,292	
1 財 産 運 用 収 入	219,377	199,085	20,292	
1 貸 地 料	176,931	156,433	20,498	
3 一 般 土 地	176,931	156,433	20,498	○神戸医療産業都市の中核施設等
2 貸 家 料	3,900	3,900	-	
7 一 般 建 物	3,900	3,900	-	
3 投 資 財 産 収 入	5,436	5,642	△206	
1 株 式 配 当 金	5,436	5,642	△206	
4 其 他 財 産 運 用 収 入	33,110	33,110	-	
1 通 信 設 備	33,110	33,110	-	○光ファイバー芯線貸付
21 寄 附 金	3,837,000	1,901,000	1,936,000	
1 寄 附 金	3,837,000	1,901,000	1,936,000	
2 其 他 寄 附	3,837,000	1,901,000	1,936,000	
3 企 画 調 整 局	3,837,000	1,901,000	1,936,000	○ふるさと納税等
22 繰 入 金	131,308	66,207	65,101	
2 基 金 繰 入 金	131,308	66,207	65,101	
1 基 金 繰 入 金	131,308	66,207	65,101	
3 市 民 文 化 振 興 基 金 繰 入	20,000	30,000	△10,000	
5 市 民 福 祉 振 興 等 基 金 繰 入	28,578	27,280	1,298	
6 SDGs 基 金 繰 入	82,730	-	82,730	
13 奨 学 金 返 還 支 援 基 金 繰 入 金	-	8,927	△8,927	
24 諸 収 入	332,128	327,533	4,595	
5 貸 付 金 元 利 収 入	22,534	22,534	-	
3 其 他 貸 付 金 返 還 金	22,534	22,534	-	
2 関 空 2 期 無 利 子 貸 付 金	22,534	22,534	-	
7 雑 入	309,594	304,999	4,595	
9 雑 入	309,594	304,999	4,595	
4 企 画 調 整 局	309,594	304,999	4,595	○複写サービス各局負担金等
25 市 債	157,000	399,000	△242,000	
1 市 債	157,000	399,000	△242,000	
9 其 他	157,000	399,000	△242,000	
4 文 化 施 設 等 整 備 事 業 公 債	7,000	6,000	1,000	
5 商 工 施 設 等 整 備 事 業 公 債	150,000	393,000	△243,000	
合 計	6,062,249	4,397,285	1,664,964	

#### 4. 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 総 務 費	12,488,908	10,800,378	1,688,530	1,385,436	157,000	4,501,813	6,444,659
1 総 務 費	919,671	1,145,334	△225,663	25,425	—	37,600	856,646
1 職 員 費	51,931	184,022	△132,091	3,483	—	—	48,448
2 総 務 管 理 費	852,399	939,824	△87,425	21,442	—	37,600	793,357
7 東 京 事 務 所 費	15,341	21,488	△6,147	500	—	—	14,841
2 企 画 費	11,569,237	8,055,044	3,514,193	1,360,011	157,000	4,464,213	5,588,013
1 事 務 機 械 費	4,539,528	3,806,266	733,262	972,895	—	229,798	3,336,835

#### 第2款 総務費

##### 第1項 総務費

##### 第1目 職員費

51,931 千円

本目は、職員の給料等に要する経費です。

##### 1 会計年度任用職員への給料等

51,931 千円

##### 第2目 総務管理費

852,399 千円

本目は、総務事務等に要する経費です。

##### 1 行政事務センターによる行政手続きの集約等

852,399 千円

##### 第7目 東京事務所費

15,341 千円

本目は、東京事務所の管理運営等に要する経費です。

##### 1 事務所の管理・運営、都市プロモーション等

15,341 千円

##### 第2項 企画費

##### 第1目 事務機械費

4,539,528 千円

本目は、庁内情報システムの運用・維持管理等に要する経費です。

##### 1 データに基づく政策立案

80,813 千円

##### 2 行政手続きのスマート化等

262,554 千円

##### 3 ICT 環境整備による生産性の向上

1,268,337 千円

##### 4 庁内 I C T 環境の整備・運用

2,629,824 千円

##### 5 サーバ仮想化基盤の整備・運用

298,000 千円

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費							
2 総合調査費	—	10,000	△10,000	—	—	—	—
3 行政調査費	6,991,114	4,150,685	2,840,429	355,000	157,000	4,234,405	2,244,709
4 統計調査費	38,595	88,093	△49,498	32,116	—	10	6,469
3 徴 税 費	—	1,600,000	△1,600,000	—	—	—	—
1 賦課徴収費	—	1,600,000	△1,600,000	—	—	—	—

## 第3目 行政調査費

6,991,114 千円

本目は、新たな都市づくりに向けての行政調査および事務事業の調査・調整に要する経費です。

1 都市戦略の構築・展開	3,797,788 千円
2 大学・企業等との共創	435,309 千円
3 スマートシティの推進	31,060 千円
4 医療産業都市の推進	2,626,237 千円
5 事務費等	100,720 千円

## 第4目 統計調査費

38,595 千円

本目は、各種統計調査の実施並びに統計資料の収集、解析および刊行等に要する経費です。

1 基幹統計調査	32,116 千円
2 統計資料整備・刊行等	6,479 千円

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 教 育 費	2,923,375	2,751,821	171,554	—	—	18,000	2,905,375
8 高等専門学校費	1,895,333	1,678,049	217,284	—	—	9,000	1,886,333
1 運 営 費	1,895,333	132,879	1,762,454	—	—	9,000	1,886,333
70 教 職 員 費	—	1,545,170	△1,545,170	—	—	—	—
10 外国語大学費	1,028,042	1,073,772	△45,730	—	—	9,000	1,019,042
1 運 営 推 進 費	1,028,042	1,073,772	△45,730	—	—	9,000	1,019,042

## 第13款 教育費

## 第8項 高等専門学校費

## 第1目 運営費

1,895,333 千円

本目は、神戸市公立大学法人への運営費交付金です。

## 1 高等専門学校支援

1,895,333 千円

## 第10項 外国語大学費

## 第1目 運営推進費

1,028,042 千円

本目は、神戸市公立大学法人への運営費交付金です。

## 1 外国語大学運営支援

1,028,042 千円

## 5. 債務負担行為

(単位：千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				
			国 支 出	県 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
行政事務センター運営費	令和6～10年度	4,124,000		—	—	—	4,124,000
住基ネット機器リース延長	令和6～7年度	15,000		—	—	—	15,000
PCヘルプデスク運用	令和6～11年度	300,000		—	—	—	300,000
Microsoft ライセンス	令和6～7年度	320,000		—	—	—	320,000
事務処理用PC調達	令和6～11年度	662,000		—	—	—	662,000
庁内ICT環境再構築	令和6～8年度	62,000		—	—	—	62,000
次期ネットワーク構築・運用	令和6～13年度	2,000,000		—	—	—	2,000,000
基幹系システム端末統合	令和6～9年度	290,000		—	—	—	290,000
印刷環境最適化	令和6～7年度	282,000		—	—	—	282,000
RPAライセンス調達及び運用保守等	令和6～8年度	32,000		—	—	—	32,000
次期グループウェア再構築及び運用保守	令和6～10年度	51,000		—	—	—	51,000
次期サーバ仮想化基盤構築・運用	令和6～9年度	804,000		—	—	—	804,000
行政手続きスマート化	令和6～7年度	57,000		—	—	—	57,000
マイナンバーカード利活用拡大支援	令和6～7年度	2,000		—	—	—	2,000
阪神・淡路大震災30年事業	令和6～7年度	30,000		—	—	20,000	10,000
庁舎等借上料	令和6～8年度	26,000		—	—	—	26,000
ふるさと納税寄附管理等 業務委託	令和6～8年度	7,100,000		—	—	7,100,000	—
令和6年度神戸医療産業都市 推進機構損失補償	令和6～7年度	3,300,000		—	—	—	3,300,000



## 6. 予算関連議案

### 第 1 号議案

神戸市における A I の活用等に関する条例の件

神戸市における A I の活用等に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市における A I の活用等に関する条例

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 A I の活用等（第 5 条－第 10 条）

第 3 章 雑則（第 11 条）

#### 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における A I の活用等に関する基本的な指針の策定、リスクアセスメントの実施、市民及び事業者による A I の効果的な活用その他市が実施すべき責務を定めること等により、市民の権利利益を保護しつつ効果的かつ効率的な市政を推進するとともに、市民及び事業者による A I の効果的な活用を促進し、もって持続可能な人間中心の社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) A I 人工知能関連技術（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術）をいう。
- (2) 生成 A I A I を用いて、質問その他の電子計算機に対する指令に応じて当該 A I の有する知的な機能の活用により得られた結果を文書、画像、音声、動画、プログラムその他これらに類するものにより自動的に回答するよう作成されたプログラムをいう。

(基本理念)

第3条 市は、A I の活用並びに市民及び事業者によるA I の効果的な活用を進めるための施策（以下「A I の活用等」という。）に関し、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）を基本とする。

- (1) 人間の尊厳、基本的人権及び社会の多様性を尊重し、人間を支援する技術としてA I を活用すること。
- (2) 個人及び社会が抱える様々な課題の解決を図り、持続可能な社会を実現するためにA I を積極的に活用すること。
- (3) 生命、身体及び財産に対する安全性及びプライバシーに十分配慮してA I を活用すること。
- (4) A I の活用が、社会に潜在的に存在する偏見及び先入観を助長し、不当な差別をもたらすことのないよう公平性を最大限確保するとともに、A I の判断についての透明性の確保に留意して活用すること。
- (5) 必要な情報セキュリティを確保してA I を活用すること。
- (6) A I が市民の権利利益に影響を与える可能性を有していることを認識し、その活用についての責任の所在を明確にして、市民に対する責任を果たすことに留意すること。
- (7) A I の効果及びリスクを適切に判断する能力を持った職員の育成に努めるとともに、市民及び事業者がA I の効果及びリスクを判断することに資する情報の提供に努めること。
- (8) A I に関する公正な競争環境の維持及び社会全体のイノベーションの促進に貢献するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、A I が安全かつ効果的に活用される社会の実現に資するため、前条に定める基本理念にのっとり、A I の活用等を実施する責務を有する。

第2章 A I の活用等

(基本指針の策定)

第5条 市は、市のA I の活用等に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 本市におけるA Iの活用に関する基本的な事項

(2) 次条第1項に規定する評価及び検討(以下「リスクアセスメント」という。)

に関する事項として次に掲げるもの

ア リスクアセスメントを実施する処分その他の行為(以下「処分等」という。)の範囲

イ リスクアセスメントの項目、手法その他のリスクアセスメントの実施に関する基本的な事項

(3) 市民及び事業者がA Iを効果的に活用するための施策の実施に関する基本的な事項

(4) 神戸市立の学校における、A Iを適正に活用するための教育に関する基本的な事項

(5) 第9条第1項に規定する市に協議し、その同意を得なければならない業務及びA Iの機能の範囲

(6) 前各号に掲げるもののほか、本市におけるA Iの活用等に関し必要な事項

3 市は、基本指針を定めるに当たっては、この条例及びA Iに関する法令その他のA Iに関する制度が全体として調和が保たれたものとなるよう努めるものとする。

4 市は、基本指針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 市は、A Iの進展及びA Iに関する制度、環境その他の社会情勢の変化を勘案し、必要があるときは、基本指針を変更しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項に規定する基本指針の変更について準用する。

(リスクアセスメント)

第6条 市は、次に掲げる処分等のうち、前条第2項第2号アに該当するものとして基本指針に定めるものにA Iを活用するに当たっては、当該活用について、あらかじめ、当該A Iの活用が市民の権利利益に影響を与える可能性及びその大きさを評価し、行政運営を効率化しつつ市民の権利利益に与える危害を可能な限り低減するための手法を検討しなければならない。

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に定める処分（ただし、同法第3条第1項に定める処分及び同条第2項に定める行為を除く。）
- (2) 神戸市行政手続条例（平成8年3月条例第48号）第2条第3号に定める処分（ただし、同条例第3条に定める行為を除く。）
- (3) 神戸市民の意見提出手続に関する条例（平成16年3月条例第57号）第2条第4号アに定める政策案等に関する事務
- (4) その他市民生活に重大な影響を与えるおそれがあるもの

2 公益上、緊急を要するものにA Iを活用する必要があるため、リスクアセスメントを実施することが困難であるときは、前項の規定は適用しない。

3 市は、前項の規定によりリスクアセスメントを実施しないときは、当該A Iの活用開始後速やかに第1項の規定に準じた評価及び検討を行うよう努めるものとする。

（生成A I等を活用する場合の責務）

第7条 市長は、安全性が確認されたものとして別に定める場合を除き、本市の機関等（本市又は本市の機関（議会を除く。）をいう。）の職員が職務上知り得た情報のうち神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条各号に掲げる情報を含む指令を、生成A Iその他これに類するもの（以下「生成A I等」という。）に対して与えないよう措置しなければならない。

2 神戸市議会基本条例（平成24年6月条例第4号）第7条及び第9条の趣旨を踏まえ、市長その他の執行機関は、議会に対し説明を行う場合において生成A I等を活用するときは、その判断に委ねることなく、自ら責任を負って説明を行わなければならない。

（市民及び事業者によるA Iの効果的な活用）

第8条 市は、市民及び事業者がA Iを効果的に活用できるよう、A Iの活用に関する広報活動、事業者に対するA Iの活用に関する助言、A Iを適正に活用するための教育を通じたA Iに関する知識の着実な普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（受託事業者等の責務）

第9条 市の処分等に関する事業について請け負い、又は委託を受けた者（地方

自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定を受けた者を含む。以下「受託事業者等」という。）は、当該事業（以下「受託事業等」という。）のうち第5条第2項第5号に該当するものとして基本指針に定めるものに同号に該当するものとして基本指針に定める範囲の機能を有するA Iを活用しようとするときは、あらかじめ、市に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 受託事業者等は、受託事業等処理するに当たって知り得た情報のうち神戸市情報公開条例第10条各号に掲げる情報を含む指令を、生成A I等に対して与えようとするときは、あらかじめ、市に協議し、その同意を得なければならない。

（神戸市A I活用アドバイザー）

第10条 市長は、本市におけるA Iの活用等について助言を求めるため、A Iに関する技術、法律等に関して優れた識見を有する者を神戸市A I活用アドバイザーとして任命することができる。

- 2 神戸市A I活用アドバイザーは、非常勤とする。
- 3 基本指針を定め、又は変更しようとする場合、リスクアセスメントを行う場合その他本市におけるA Iの活用等を検討する場合において、必要があると認めるときは、神戸市A I活用アドバイザーの意見を聴くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、神戸市A I活用アドバイザーに関し必要な事項は、市長が定める。

### 第3章 雑則

（施行細目の委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第9条の規定は、令和7年4月1日以後に締結する契約について適用する。

（準備行為）

3 この条例を施行するために必要な神戸市 A I 活用アドバイザーの任命その他の準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正)

4 神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（本市の機関等の責務）</u></p> <p><u>第2条の2 本市の機関等の職員は、職務上知り得た情報のうち神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条各号に掲げる情報を含む指令を、次の各号に掲げるものに対して与えてはならない。ただし、安全性が確認されたものとして市長が別に定める場合を除く。</u></p> <p><u>(1) A I チャットボット（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他の電子計算機に対する指令に応じて</u></p>

当該知的機能の活用により得られた結果を自動的に回答するよう作成されたプログラムをいう。)

(2) その他前号に類するもの

## 理 由

市民の権利利益を保護しつつ効果的かつ効率的な市政を推進するとともに、市民及び事業者によるA Iの効果的な活用を促進し、もって持続可能な人間中心の社会を実現するに当たり、条例を制定する必要があるため。

## 第 2 号議案

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年 9 月 条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる既定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。



(1)～(4) [略]

(5) 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

(6) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄又は別表第2の第2欄に掲げる機関が行う別表第1の第3欄又は別表第2の第3欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けるときは、

(1)～(4) [略]

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄又は別表第2の第2欄に掲げる機関が行う別表第1の第3欄又は別表第2の第3欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けるときは、

当該システムから取得した情報を利用することができる。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するもの（利用特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、給付金であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号。以下「省令」という。）で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報（以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。）を含む。）を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該

この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの（同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、給付金であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号。以下「省令」という。）で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報（以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。）を含む。）を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個

システムから取得した情報を利用することができる。

4 [略]

別表第1（第4条関係）

項	機関	事務
[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]
6	市長	神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例（昭和46年4月条例第13号）に定める高齢期移行者医療費助成に関する事務
7	市長	神戸市こども医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第6号）に定めるこども医療費助成に関する事務
8	市長	神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）に定める重度障害者医療費助成に関する事務
9	市長	神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和54年3月条例第73号）に定めるひと

人情情報の提供を受けることができる  
ときは、この限りでない。

4 [略]

別表第1（第4条関係）

項	機関	事務
[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]

	り親家庭等医療費助成 に関する事務
--	----------------------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第2（第4条関係）

項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]
17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護及び療養介護医療の支給決定を受けた障害者の療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			(7) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの
			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
19	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			(7) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</u> であって規則で定め

改正前

別表第2（第4条関係）

項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]
17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護及び療養介護医療の支給決定を受けた障害者の療養介護及び療養介護医療に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			(7) <u>障害者自立支援給付関係情報</u> であって規則で定めるもの
			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
19	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]
			[略]

			るもの
[略]	[略]	[略]	[略]
21	[略]	[略]	[略]
22	市長	神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例による高齢期移行者医療費助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの。</p> <p>(4) 生活保護等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3</p>

[略]	[略]	[略]	[略]
21	[略]	[略]	[略]

			年法律第38号)による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報(以下「特定公的給付支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
23	市長	神戸市子ども医療費助成に関する条例によることも医療費助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			(3) 生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
			(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
			(6) 特定公的給付支給関係情報であって規則で定めるもの
24	市長	神戸市重度障害者医療費助成に関する条例による重度障害者医療費助成の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			(3) 生活保護等関係情報であって規則で定めるもの
			(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			(5) 戸籍又は除かれた戸籍の副本

			<p>に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報（以下「戸籍関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 療育手帳関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 特定公的給付支給関係情報であって規則で定めるもの</p>
25	市長	神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費助成の実施に関する事務であって規則で定める	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護等関係情報であって</p>



もの		規則で定めるもの
		(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
		(5) 戸籍関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(7) 特定公的給付支給関係情報であって規則で定めるもの

## 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

## 第 号議案

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件（企画調整局関係分）  
学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例  
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 学校法人の助成に関する条例（昭和26年4月条例第19号）
- (2) 神戸市営住宅譲渡条例（昭和28年4月条例第19号）
- (3) 神戸市公債条例（昭和29年4月条例第22号）
- (4) 耐火構造住宅附属施設譲渡条例（昭和32年1月条例第47号）
- (5) 神戸市統計調査条例（昭和32年6月条例第18号）
- (6) 神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）
- (7) 神戸市違法駐車等の防止に関する条例（平成6年4月条例第2号）
- (8) 地方独立行政法人神戸市民病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成21年3月条例第55号）
- (9) 公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例（平成31年3月条例第45号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6号及び次項から附則第4項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

（収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する日前に売りさばかれた収入証紙（第6号の規定による廃止前の神戸市収入証紙条例（次項において「旧条例」という。）第4条の規定により無効とされるものを除く。以下同じ。）は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 旧条例第3条第1項の規定により売りさばき人として指定されていた者で第6号の規定の施行の際現に買い受けた収入証紙を保有しているものは、市長が

定めるところにより、附則第1項ただし書に規定する日から令和7年6月30日までに当該収入証紙を返還しなければならない。この場合において、市長は、その定めるところにより、現金を還付するものとする。

4 前項に規定する者を除くほか、現に収入証紙を保有する者は、附則第1項ただし書に規定する日から令和10年3月31日までの間に限り、市長が定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

(市営住宅条例の一部改正)

5 神戸市営住宅条例(平成9年4月条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第28条 削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(譲渡する住宅の家賃の減免等)</u></p> <p><u>第28条 市長は、神戸市営住宅譲渡条例(昭和28年4月条例第19号)の規定に基づき、市営住宅の譲渡契約(その譲渡代金の支払方法が全額即金払であるものを除く。)を締結したときは、当該市営住宅の所有権を移転するまでの家賃を免除することができる。この場合において、市長は、当該市営住宅の敷地の地代に相当する額を徴収することができる。</u></p>

2 前項の市営住宅の譲渡契約を解除したときは、市長は、譲渡代金の割賦金の納付に係る月の翌月以後の家賃を徴収する。

#### 理 由

条例の制定から時間を経過したものの見直しを行ったことに伴い、条例を廃止する必要があるため。

第 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件（企画調整局関係分）

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表第1及び別表第2に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>契約の相手方の選定に係る審査会</u>、臨時的な行政課題について調査審議する審</p>

属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表第1（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
神戸市宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による宅地造成工事規制区域の指定その他重要事項についての調査審議に関する事務	
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

定評価委員会	
神戸市消防局指定管理者選定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
神戸市技能奨励賞選考委員会	神戸市技能奨励賞（優れた技能を有し、伝統的技能の継承や従来の技能の改善及び改良に取り組むとともに、技能の研鑽 <sup>さん</sup> 及び向上のための計画を有している本市に在住し、かつ、在勤する若い技能者に贈呈する賞をいう。）の受賞者の選考に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ



	る審査に関する事務
神戸市政調査会	本市の政策形成に関する重要事項についての調査研究及び審議に関する事務

(2) [略]

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理運営に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理運営に係る評価に関する事務
[略]	[略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市校区調整審議会	神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区についての調査審議に関する事務

	る審査に関する事務

(2) [略]

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理の委託に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理の委託に係る評価に関する事務
[略]	[略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会	教育振興基本計画（教育振興基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）の進捗状況に係る点検

[略]	[略]

	及び評価に関する事務
神戸市校 区調整審 議会	神戸市立学校設置条例 (昭和39年3月条例第 87号)に基づき設置さ れた小学校、中学校及 び義務教育学校の校区 についての調査審議に 関する事務
[略]	[略]

別表第2 (第1条関係)

附属機関	担任する事務
神戸市事 業者選定 委員会	契約の相手方の選定に関 する事務

備考 この表に掲げる附属機関は、担  
任する事務の欄に規定する事務の必  
要性に応じて執行機関が設置する。

(博物館条例の一部改正)

第2条 神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第23条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館・美術館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>協議会に博物館分科会及び小磯記念美術館分科会を設置する。</u></p> <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第20条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p>

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第3条 神戸市立小磯記念美術館条例(平成4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(博物館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>美術館に置く博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項に規定する博物館協議会については、神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)第12条の定めるところに</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(美術館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p>

よる。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他市長が適当であると認める者の中から市長が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部改正)

第4条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表) 第15条 [略]	(公表) 第15条 [略]

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かなければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かなければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4項中「当

<p>項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>
--	--

（市民の安全の推進に関する条例の一部改正）

第5条 神戸市民の安全の推進に関する条例（平成10年1月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

目次

前文

第 1 章～第 7 章 [略]

第 8 章 [略]

附則

第 8 章 [略]

第 26 条、第 27 条 [略]

目次

前文

第 1 章～第 7 章 [略]

第 8 章 神戸市安全なまちづくりに  
関する懇話会（第 26 条）

第 9 章 [略]

附則

第 8 章 神戸市安全なまちづく  
りに関する懇話会

（懇話会の設置）

第 26 条 市長の附属機関として、神戸  
市安全なまちづくりに関する懇話会  
（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、市長の諮問に応じ、安全  
に関する基本的施策及び市域におけ  
る安全なまちづくりに関する基本的  
事項を調査審議するものとする。

3 懇話会は、安全に関する施策及び  
市域における安全なまちづくりに関  
する事項に関し、市長に意見を述べ  
ることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、懇話  
会の組織及び運営に関し必要な事項  
は、規則で定める。

第 9 章 [略]

第 27 条、第 28 条 [略]

（屋外広告物条例の一部改正）

第 6 条 神戸市屋外広告物条例（平成 12 年 1 月条例第 50 号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(規格及び許可の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>(規格及び許可の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>

(男女共同参画の推進に関する条例の一部改正)

第7条 神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成15年3月条例第57号）の



一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（雇用等の分野における男女共同参画の推進）</p> <p>第16条　〔略〕</p> <p>2、3　〔略〕</p>	<p>（雇用等の分野における男女共同参画の推進）</p> <p>第16条　〔略〕</p> <p>2、3　〔略〕</p> <p><u>4　市は、男女共同参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者の表彰を行い、当該取組を公表するものとする。</u></p> <p><u>第16条の2　市長の附属機関として、神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2　選考委員会は、前条第4項に規定する事業者の表彰に係る受賞者の選考に関する事務を行う。</u></p> <p><u>3　前項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

(市民等からの申出の処理)

第20条

市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合で、必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴いた上で、適切な措置を講じるものとする。

(市民等からの申出の処理)

第20条 市長の附属機関として、男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

<p><u>3</u> 市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p>	<p><u>6</u> 市長は、前項の措置を行うに当たって、必要があると認めるときは、<u>第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>7</u> 前各項に定めるもののほか、市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	--

(交通安全対策会議条例の廃止)

第8条 神戸市交通安全対策会議条例(昭和46年3月条例第59号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。